介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出

1 事業所名		
2 異動区分	□ 1 新規 □ 2 変更 □ 3 終了 	
3 人員配置区分	□ 1 介護老人保健施設(在宅強化型) □ 2 介護老人保健施設(基本型)	
4 届出項目	□ 1 在宅復帰·在宅療養支援機能加算(I)(介護老人保健施設(基本型)のみ)	
	□ 2 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)(介護老人保健施設(強化型)のみ)	
5 在宅復帰・在 宅療養支援に関す	任年 療養	宅復帰・在宅 養支援等指標
る状況	A 在宅復帰率	
	進数(注1,2,3,4)	□ 20
	(注3,4)	□ 10
	③ 前6月間における死亡した者の総数 人	□ 0
	B ベッド回転率	
	古に2月間の転出1元字の紅粉 20人・①ソ/②(②)・2・ソ	□ 20 □ 10
	(注6,7) 人 100 % 5%以上10%未満	□ 10 □ 0
	C 入所前後訪問指導割合 前3月間における新規入所者のう → 30%以上 □	□ 10
	① ち、入所前後訪問指導を行った者の 人 → ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ②	□ 5
	前3月間における新規入所者の延数 1 1004主港 「	_ 0
	(±(1)	1 0
	D 退所前後訪問指導割合 前3月間における新規退所者のう → 30%以上 □	□ 10
	お、退所前後訪問指導を行った者の 人 延数 人	□ 5
	前3日間にわける民空への新担場所	
	有の雑数(注 1 5)	0
	E 居宅サービスの実施状況 → 3サービス	□ 5
	→ 2サービス (訪問リハビリ → デーションを含む)	
	① 則3月間に提供美額のある訪問リハビリテーション、週所リハビリテーション及び短期 → 入所療養介護の種類数 (注17) 2サービス (訪問リハビリー	□ 1
	アーションを含まないり	_
	F リハ専門職員の配置割合	
	前3月間における理学療法士等の当 5以上かつ理学療法士、作	□ 5
	事する勤務延時間数(注18) 置(注19)	_
	② 理学療法士等が前3月間に勤務すべ 時間 → ⑤ ①÷②÷③×④×100 → 5以上	□ 3
	③ 算定日が属する月の前3月間におけ 人 → 3以上5未満	□ 2
	(4) 算定日が属する月の前3月間の日数 日 → 3未満 □	□ 0
	G 支援相談員の配置割合 前3月間において支援相談員が当該	
		□ 5
	支援相談員が前3月間に勤務すべき 時間 → ⑤ ①÷②÷③×④×100 → 2以上3未満	□ 3
	(注20) 前3日間における延れが多数	
	(±21)	□ 0
	④ 前3月間の延日数 日 H 要介護4又は5の割合	
	○ 前3月間における要介護4若しくは ロ コ 5.0 0 以上	□ 5
	安介後3 に該当9 6人所名の延口数 → 3 1 ① ÷ ②×100 % → 3 5 %以上5 0 %未満 「	□ 3
		□ 0
	喀痰吸引の実施割合	
	(200004)	□ 5
		□ 3
		□ 0
	J 経管栄養の実施割合 環境3月間の3所来ごとの経験栄養	
	(\(\frac{1}{2}\) 2 2 2 5)	□ 5
	② 当該施設における直近3月間の延入 人	□ 3
		0
		↓
1	上記評価項目(A~J)について、項目に応じた「在宅復帰・在宅療養支援等指標」の合計値を記入 合計 📗	

↑護老人保健施 ○	設の基本サービス費に係	系る届出内容									
			有		無						
基本型	1	在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が20以上									
	2	退所時指導等の実施(注26)									
	3	リハビリテーションマネジメントの実施(注27)									
	4	医師の詳細な指示の実施(注28)									
在宅強化型	1	在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が60以上			無□						
	2	退所時指導等の実施(注26)									
	3	リハビリテーションマネジメントの実施(注27)									
	4	医師の詳細な指示の実施(注28)									
	(5)	地域に貢献する活動の実施									
	6	充実したリハビリテーションの実施(注29)									
E宅復帰・在宅	療養支援機能加算に係る	5届出内容									
			有		無						
在宅復帰・	①	「6介護老人保健施設の基本サービス費に係る届出内容」における「①基本型」の項目が全て「有」									
加算(Ⅰ)	2	在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が40以上									
	3	地域に質献する活動の実施									
			有		無						
在宅復帰・	1	「6介護老人保健施設の基本サービス費に係る届出内容」における「②在宅強化型」の項目が全て「有」									
加算(Ⅱ)	2	在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が70以上									
1	基本本型 在在宅強化型 在宅養(I) 在療養(I) 在療養(I) を養養(I) を養養(I) を養養(I) を養養(I) を養養(I)	基本型 ① ② ③ ③ ④ 在宅強化型 ② ③ ③ ④ 在宅強化型 ② ③ ⑤ ⑤ ⑤ ⑤ ⑥ ② ② ③ ③ ④ ① ② ② ③ ③ ④ ② ② ③ ③ ④ ② ② ③ ③ ④ ② ② ② ② ②	② 退所時指導等の実施 (注26) ③ リハビリテーションマネジメントの実施 (注27) ④ 医師の詳細な指示の実施 (注28) ① 在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が60以上 ② 退所時指導等の実施 (注26) ③ リハビリテーションマネジメントの実施 (注27) ④ 医師の詳細な指示の実施 (注28) ⑤ 地域に貢献する活動の実施 ⑥ 充実したリハビリテーションの実施 (注29) 空復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出内容 ① 「6介護老人保健施設の基本サービス費に係る届出内容」における「①基本型」の項目が全て「有」 ② 在宅復帰・在宅療養支援機能 ② 在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が40以上 ③ 地域に貢献する活動の実施 ① 「6介護老人保健施設の基本サービス費に係る届出内容」における「②基本型」の項目が全て「有」 ② 在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が40以上 ③ 地域に貢献する活動の実施	本名型	本宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が20以上 ・						

- 注 1 : 当該施設における入所期間が一月間を超えていた者の延数。
 注 2 : 馬宅とは、病院、診療所及び介護保険施設を除くものである。
 注 4 : 過期後匿ちに残明、所生活介護又は短期、所療養介護者にくは小規模多機能起居宅介護の宿泊サービス等を利用する者は居宅への退所者に含まない。
 注 4 : 過所後匿ちに短期、所生活介護又は短期、所療養介護者にくは小規模多機能起居宅介護の宿泊サービス等を利用する者は居宅への退所者に含まない。
 注 5 : 分母(②一③の僧)が0 の場合。(他10 %とする。
 注 6 : 入所者とは、毎日24時現在当該施設に入所中の者をいい、この他に、当該施設に入所してその日の方ちに利取て果でした者を含むものである。
 注 6 : 入所者とは、毎日24時現在当該施設に入所した者に当該施設に入所した者の数をいう。当該3 月月以前から当該施設に入所していた者は、新規人所者数とは、当該3 月間に不断で出る。
 また、当該施設を退所後、当該施設に再入所した者に、新規人所者をして取り扱うが、当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、恵ちに再度当該施設に入所した者については、新規人所者をして取り扱うが、当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、対理と所者をといる。
 注 8 : 当該3 月間に当該施設から退所した者の教をいう。当該施設において死亡した者及び医療機関へ退所した者は、新規及所者とは享む。
 直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施定入所した者については、新規退所者とは算入しない。
 注 9 : 居宅とは、病院、診療所及が直接険施設を終くものである。
 注 10 : 退所後に当該者の自宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合のあって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方的火定を行った者を含む。
 注 11 : 当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、入所者数には算入しない。
 注 12 : 分母(②の僧)がの場合、領域の影響に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、当該入院期間は入所期間とみなすこととする。
 注 14 : 退所後に当該者の自宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方所の対定を行った者を含む。
 注 15 : 当該施設者の自宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療が過り、診療所及の場合、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、

- 注23: 喀痰吸引及び経管栄養のいずれにも該当する者については、各々該当する欄の人数に含めること。 注24: 過去1年間に喀痰吸引が実施されていた者(入所期間が1年以上である入所者にあっては、当該入所期間中(入所時を含む。)に喀痰吸引が実施されていた者)であって、 口腔衛生管理加算を算定されている者又は平成27年度から令和2年度の口腔衛生管理体制加算の算定要件を満たしている者(平成26年度以前においては、口腔機能維持管理加算又は 口腔機能維持管理体制加算を算定されていた者)を含む。 注25: 過去1年間に経管栄養が実施されていた者との不成27年度から令和2年度においては口腔衛生管理加算又は口腔衛生管理体制加算を算定されていた者)を含む。 経口維持加算を算定しているもの又は管理栄養士が栄養ケア・マネジメントを実施するもの(令和2年度以前においては、経口維持加算又は栄養マネジメント加算を算定されていた **)
- 者)
- 者) を含む。
 注26: 退所者(当該施設内で死亡した者及び当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者を除く。)の退所後 30日以内(当該退所者の退所時の要介護状態区分が要介護四又は要介護五の場合にあっては、14日以内)に、当該施設の従業者が当該退所者の居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業市が情報提供を受けることにより、当該退所者の居宅も訪問し、又は指定居宅介護支援事業市が情報提供を受けることにより、当該退所者の居宅も訪問し、又は指定居宅介護支援事業が、15年後の場合とは、15年といることを確認し、15年といることと。 注27: 入所者の心身の諸機能の維持回復を回り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行い、適宜その評価を行っていること。 注28: 医師は、リハビリテーションの実施にあたり、理学療法士等に対し、リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける負荷量等のうちいずれか一つ以上の指示を行うこと。 注29: 入所者に対し、少なくとも週三回程度のリハビリテーションを実施していること。

- ※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

1事業所名介	護老	人保健加	施設●●●	注「質定」	コが屋っ	トスロイ	の前っF	間」及び「算定日が属する月の)前6日間 (1+足)	Lが受理された口が屋せて「	日(居出が
2 異 動 区 分 1	1 新規 ②変更 3 終了		された	日が月の	の初日	である	間]及び「昇足日か属する月の 場合は当該月)を含む前3月間)前月末の状況を届けることが	又は前6月間をし	いう。		
人員配置区分 (1	介	護老人任	保健施設(在宅強化型)					ってもよい。 H30.3.23)「平成30年度介護報	酬改定に関する	Q&A (Vol.1) J問103	
届出項目 1			在宅療養支援機能加算(I) 保健施設(基本型)のみ)	※介護	保険課	最新情	報Vol.	日が属する月の前3月間」と同 69(H21.3.23)「平成21年4月改		.1)」問76で直近3月間を「届	出日が属
在宅復帰・在宅	7	人退所	者数については, 老優					ているため。 断し,短期入所療養介	護の利用者	は含まない。	在宅復帰· 宅療養支持 等指標
	Γ	A 在 <u>宅</u>		er ak				T			守担保
(国Q&Aから, 各 (目の割合につい は、小数点第3位			① 前6月間における居宅への退 の延数(注1,2,3,4)	34	人			①÷(②—③)×100	-	→ 50%超	(20)
下を切り上げると。			② 前6月間における退所者の延 (注3,4)	60	人	_ →	4	(注5)	58.6 %	→ 30%超50%以下	10
		L	③ 前6月間における死亡した者の数	2	人				-	→ 30%以下	0
	-	B ベ <u>ッ</u> ト	回転率					I			
老健に入所していた人の延数(外泊		> _	① 直近3月間の延入所者数(注)		00 人				-	→ 10%以上	(20)
中の人は含む)	"	_	② 直近3月間の新規入所者の延 (注6,7)	- 45	人	→	4	$30.4 \div (1) \times (2) + (3) \div 2 \times 100$	16 % -	→ 5%以上10%未満	10
	1		③ 直近3月間の新規退所者数(主8) 35	人				-	→ 5%未満	0
	ŀ	C 入 <u>所</u>	前後訪問指導割合					I		200411 -	10
			前3月間における新規入所者 ① ち、入所前後訪問指導を行っ		人	→				→ 30%以上 → 10%以上30%未満	10
			の延数(注9,10,11)				4	①÷②×100(注12)	13.3 %	→ 10%以上30%未凋	(5)
			② 前3月間における新規入所者 数(注11)	の延 45	人				-	→ 10%未満	0
	-	D 退 <u>所</u>	前後訪問指導割合			_					
			前3月間における新規退所者 ち、退所前後訪問指導を行って		i 人				-	→ 30%以上	10
			ジーの延数 (注13,14,15)	3	, ,	→	4	①÷②×100(注16)	25 %	→ 10%以上30%未満	(5)
			② 前3月間における居宅への新 所者の延数(注15)	規退 20	人				-	→ 10%未満	0
	Ļ						<u> </u>				
		L 居 <u>宅</u>	<u>サービスの実施状況</u> 						-	→ 3サービス	5
			前3月間に提供実績のある訪	問リハビリ	テーショ	ン. 诵所	リハビリ	テーション及び短期入所療養	-	2サービス(訪問リハビリ → テーションを含む)	3
			① 介護の種類数(注17)	7· · 7	, , ,	- ()	,,,,_,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	3 -	→ 2サービス(訪問リハビリ テーションを含まない)	1
										→ 1サービス以下	0
	-	F J/\!	専門職員の配置割合								
老健サービスに する時間のみを	こ従事を毎出		前3月間における理学療法士 1) 当該介護保健施設サービスの	等の	52 時間	9				5以上かつ理学療法士、作 → 業療法士、言語聴覚士を配	5
する。通リハ等 サービスに従事	の他事する		に従事する勤務延時間数(注	18))Z #17 F	"				置(注19)	
時間等は含まな	ない。		② 理学療法士等が前3月間に勤べき時間(注18,20)	1務す 420) 時間	1 →	(5)	①÷②÷③×④×100	3.42 -	→ 5以上	3
		/ F	第定日が属する月の前3月間	にお 720	00 人					3以上5未満	(2)
	_	//-	第定日が属する月の前3月間		日	٠/,	月間に勤	務すべき時間			0
(例)3ヶ月毎日80人 の利用があった場合		<u> </u>	数 数	90		b	を設におし	 いて人員基準上必要な勤務すべき時間数員についても同様とする。 	をもとに算出する		U
80人×90日 =7200人		G 支 <u>援</u>	相談員の配置割合 前3月間において支援相談員	松坐		7 (理学療法	70人の場合 5士,作業療法士又は言語聴覚士 20=0.7人(常勤換算)			
※G③も同様			1 該介護保健施設サービスの抵 従事する勤務延時間数(注22	供に 480	時間	ij		DU-U.7人(帝動疾昇) 立で勤務すべき時間が定められている場	会(160H/1ヵ目)		5
		-	士福和歌号が前2日間に勤塾	オベ			160H × 0	.7=112H	E(1001)1////	. + -++	
			^{と)} き時間(注20)	420) 時間	ij	勤務すべ	き時間が週単位で定められている場合(※)(35H/1週間)	3未満	3
			③ 前3月間における延入所者数 (注21)	720	00 人			7=24.5H 7×90日=315H			0
			④ 前3月間の延日数	90	日	_	なお	間に勤務すべき時間が32時間を下回る場 ,育児介護休業法により,短時間勤務制,	度を利用する場合.	する。	
	f	H 要 <u>介</u>	護4又は5の割合	1		_		間に勤務すべき時間を <u>30時間以上</u> を基本		<i></i>	
			前3月間における要介護4若し 要介護5に該当する入所者の		00 日] →		0.0		→ 50%以上	5
		H	数	の入	00 -	╣	3	①÷②×100	37.5 %	→ 35%以上50%未満	(3)
		L	② 国該施設における直近3月間 所者延日数	720	00 日		<u> </u>	<u> </u>		→ 35%未満	0
	Ī	I 喀痰9	及引の実施割合 直近3月間の入所者ごとの喀	來 咽		7					_
			① 引を実施した延入所者数 (注23,24)	720	人	→	3	①÷②×100	10 %	→ 10%以上	5
		H	១ 当該施設における直近3月間	の延 720	00 人	1	9	J. W. 100	-	→ 5%以上10%未満	3
		<u> </u>	八所有数	1,5				<u> </u>	-	→ 5%未満	0
			栄養の実施割合 直近3月間の入所者ごとの経	管栄		7					
			① 養を実施した延入所者数	0	人	_ →	l _		1 1-	→ 10%以上	5
			(注23,25)	ľ		_	3	①÷②×100	0 %		
		-				1	3	①÷②×100	-	→ 5%以上10%未満 → 5%未満	3

基本型	① 在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が20以上	有・無
	② 退所時指導等の実施(注26)	有・無
	③ リハビリテーションマネジメントの実施(注27)	有・無
	④ 医師の詳細な指示の実施(注28)	有·無
在宅強化型	① 在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が60以上	有·無
	② 退所時指導等の実施(注26)	有·無
	③ リハビリテーションマネジメントの実施(注27)	有·無
	④ 医師の詳細な指示の実施(注28)	有·無
	⑤ 地域に貢献する活動の実施	有·無
	⑥ 充実したリハビリテーションの実施(注29)	有·無
复帰・在宅療養支援機能加算!	二係る届出内容	
在宅復帰・在宅療	① 「6介護老人保健施設の基本サービス費に係る届出内容」における「①基本型」の項目が全て「有」	有・無
支援機能加算(I)	② 在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が40以上	有·無
	③ 地域に貢献する活動の実施	有・無
	<u> </u>	1
在宅復帰・在宅療	① 「6介護老人保健施設の基本サービス費に係る届出内容」における「②在宅強化型」の項目が全て「有」	有無

- 注1: 当該施設における入所期間が一月間を超えていた者の延数。
 注2: 居宅とは、病院、診療所及び介護保険施設を除くのである。
 注4: 退所後直ちに短期入所生活介護又は短期入所模養介護者には小規模多機能型居名介護の宿泊サービス等を利用する者は居宅への退所者に含まない。
 注4: 退所後直ちに短期入所生活介護又は短期入所免養介護者には小規模多機能型居名介護の宿泊サービス等を利用する者は居宅への退所者に含まない。
 注5: 分冊名(一③の値)がの例着(全) (4)10の場合、(4)10の場とする。
 注6: 入所者とは、毎日24時現在当施設に入所中の者といい、この他に、当該施設に入所してその日のうちに退所又は死亡した者を含むものである。
 注6: 入所者とは、毎日24時現在当施設に入所中の者といい、この他に、当該施設に入所してその日のうちに退所又は死亡した者を含むものである。
 注6: 入所者とは、毎日24時現在当施設に入所中の者といい、この他に、当該施設に入所してその日のうちに退所又は死亡した者を含むものである。
 注6: 入所者とは、毎日24時現在当施設に入所した者については、新規入所者といは、野地入所し者での数をいう。当該3月以前から当該施設に入所していた者は、新規入所者数には第人した。
 また、当該施設を退所後、当該施設・同人所した者でいては、新規入所者とには実力しない。
 また、当該本院と退所後、当該施設に再入所した者については、新規入所者といて取り扱うが、当該施設で入所した者については、新規の下る数には算入しない。
 注8: 当該な月間に当該施設から退所した者の数をいう。当該施設はおいて死亡した者及び医療機関の退所した者は、新規及語者に合きものである。ただし、当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退所と力を放け、近れていては、新規の事故には算入しない。
 注9: 居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所を自動とした施設サービス計画の策定及び診療方的の決定を行った者の数。
 注10: 選所後に当該者の自宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方がの決定を行った者を含む。
 注1: 当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退除した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、入所者数には算入しない。
 注1: 当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退除した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、当該入院期間は入所期間とみなすこととする。注1: 当該務とを通所後、直ちに病院又は経療検討を必要する。
 注1: 当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退廃した後、直ちに再度と同じかののののでは、対しのといるのでは、対し、対しのでは、対しのでは

- を含む。
 注26:退所者(当該施設内で死亡した者及び当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者を除く。)の退所後
 30日以内(当該退所者の退所時の要介護状態区分が要介護四又は要介護五の場合にあっては、14日以内)に、当該施設の従業者が当該退所者の居宅を訪問し、又は指定居宅
 介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該退所者の居宅における生活が継続する見込みであることを確認し、記録していること。
 227:入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行い、適宜その評価を行っていること。
 注28:医師は、リハビリテーションの実施にあたり、理学療法、生き療法、(中業療法の他必要なリハビリテーションを計画的に行い、適宜その評価を行っていること。
 注28:医師は、リハビリテーションを実施にあたり、理学療法、生きなけ、(カビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーションを中山の留意事項、やむを得ず
 当該リハビリテーションを中山する際の基準、当該リハビリテーションにおける負荷量等のうちいずれか一つ以上の指示を行うこと。

- 注29:入所者に対し、少なくとも週三回程度のリハビリテーションを実施していること
- ※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。